

# 山口県報

平成22年  
4月27日  
(火曜日)

## 目次

規則	1
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(給与厚生課)	1
告示	1
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	1
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	4
土地改良区設立の認可(農村整備課)	6
公告	6
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)	6
職業訓練指導員試験の実施(労働政策課)	7
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)	8
土地改良事業施行認可申請に係る決定(農村整備課)	8
平成二十二年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課)	8
基本測量の実施(監理課)	9

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

## 山口県規則第三十一号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。

別記第五号様式、別記第六号様式及び別記第八号様式中「**所轄社会保険事務**」を「**所轄社会保険事務**」に改める。

別記第十五号様式の二中「**所轄社会保険事務**」を「**所轄社会保険事務**」に改める。

別記第十六号様式中「**所轄社会保険事務**」を「**所轄社会保険事務**」に改め、添付書類を削る。

別記第十七号様式の表中「**所轄社会保険事務**」を「**所轄社会保険事務**」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 山口県告示第九十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年四月二十七日から同年五月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 宇部興産株式会社

住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 名称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区  
 所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇  
 特定施設に関する事項  
 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手	工 事 完 成	使 用 開 始
三三ーリ	( $N\frac{m^3}{m^3}$ 時) 三三・六〇〇	平 成 二 三 年 六 月 二 〇 日	平 成 二 三 年 一 月 三 〇 日	平 成 二 三 年 一 月 二 〇 日
四七ー口 (二基)	( $m^3$ 日) 二	平 成 二 三 年 八 月 二 〇 日	平 成 二 三 年 七 月 三 〇 日	平 成 二 三 年 八 月 一 日
四七ー口	( $m^3$ 日) 四	"	"	"
四七ー八 (二基)	( $m^3$ 日) 二	"	"	"
四七ー八	( $m^3$ 日) 四	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
四七ーホ	( $N\frac{m^3}{m^3}$ 時) 一・八〇〇	"	"	"
"	( $m^3$ 日) 二	"	"	"
"	( $N\frac{m^3}{m^3}$ 時) 一・二〇〇	"	"	"
"	"	"	"	"

備考 「三三ーリ」並びに「四七ー口」、「四七ー八」及び「四七ーホ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する廃ガス洗浄施設並びに同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 量		汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 ( $mg/l$ )	浮 遊 物 質 量 ( $mg/l$ )	窒 素 量 ( $mg/l$ )	
三三ーリ	通 常 最 大	三 五 ・ 五	通 常 最 大	一 〇 ・ 七	〇 ・ 二
六	通 常 最 大	三 五 ・ 五	通 常 最 大	一 〇 ・ 七	〇 ・ 二
八	通 常 最 大	三 五 ・ 五	通 常 最 大	一 〇 ・ 七	〇 ・ 二
五	通 常 最 大	三 五 ・ 五	通 常 最 大	一 〇 ・ 七	〇 ・ 二
三三ーリ	通 常 最 大	三 五 ・ 五	通 常 最 大	一 〇 ・ 七	〇 ・ 二
六	通 常 最 大	三 五 ・ 五	通 常 最 大	一 〇 ・ 七	〇 ・ 二
八	通 常 最 大	三 五 ・ 五	通 常 最 大	一 〇 ・ 七	〇 ・ 二
五	通 常 最 大	三 五 ・ 五	通 常 最 大	一 〇 ・ 七	〇 ・ 二



五	排出水の汚染状態の値及び排出水の量	処理後	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
---	-------------------	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

No. 10 No. 8 No. 7 No. 6 No. 3 No. 2 No. 1	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
								水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・五	"	八・三	"	七・五	七・二	七・四	九・六	通 常	通 常	七・五
"	"	"	"	"	"	"	"	最 大	最 大	"
四・二	"	三・一	"	三・五	六・七	一〇・九	二〇	通 常	通 常	二一
"	"	"	四・五	一五	"	"	"	最 大	最 大	"
"	"	"	七	一八	二二	一五・九	二五	通 常	通 常	二二
"	"	"	"	"	"	"	"	最 大	最 大	"
"	"	"	"	"	"	"	"	通 常	通 常	二五
"	"	"	"	"	"	"	"	最 大	最 大	"
五・八	"	"	〇・六	〇・六九	一・二	一五	四八	通 常	通 常	二七
"	"	"	三	六	五	四八	四八	最 大	最 大	七二
〇・二二	"	〇・〇六	"	〇・〇五	〇・〇六	〇・〇五	〇・〇五	通 常	通 常	七二
"	"	"	"	〇・二	"	"	"	最 大	最 大	七二
二七・七	八五・二	六四・八	九・二〇〇	二四・七五〇	四四・六一五・九	二八・一三三〇・八	三三・五二四	通 常	通 常	八五
"	一一二〇	〇〇〇	二〇〇	〇〇〇	七九四	八三五	〇〇〇	最 大	最 大	三三
"	一一二〇	〇〇〇	二〇〇	〇〇〇	七九四	八三五	〇〇〇	最 大	最 大	三三

山口県告示第二〇二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年四月二十七日から同年五月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 宇部興産株式会社

住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区

所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇

三 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十四号の化学肥料製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供するろ過施設、同表第四十一号の香料製造業の用に供するろ過施設、同表第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設、同表第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん

No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後		変更前		項目	
"	七・二	"	七・四	通	水素イオン濃度 (水素指数)
"	"	"	九〇六	常	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	六・七	"	一〇・九	最	浮遊物質濃度 (mg/l)
"	"	"	二〇	大	浮遊物質濃度 (mg/l)
"	二二	"	一五・九	通	浮遊物質濃度 (mg/l)
"	"	"	二五	常	浮遊物質濃度 (mg/l)
"	"	"	二・五	最	浮遊物質濃度 (mg/l)
"	"	"	二・五	大	浮遊物質濃度 (mg/l)
"	一・二	"	一五	通	室
"	"	"	四八	常	室
"	五	"	四八	最	室
"	〇・〇六	"	〇・〇五	大	室
"	"	"	〇・八	通	室
四四、六一・九	四四、六一・九	二八、二三〇・八	二八、二三八・八	常	室
四六、七九六	四六、七九六	三三・五、九四〇・八	三三・五、九三八・八	最	室
四六、七九四	四六、七九四	三三・五、九四〇・八	三三・五、九三八・八	大	室

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

総合排水処理設備				好気性排水処理設備				種類	
処理後		処理前		処理後		処理前		項目	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通	大
"	"	"	七・五	"	七	"	二	常	水素イオン濃度 (水素指数)
"	"	"	九〇六	"	八〇六	"	一四	最	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	"	"	四・二	五・七	五・七	三・七	三・七	大	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	"	"	二〇	六二・四	六三・三	四一・五	四一・六	通	浮遊物質濃度 (mg/l)
"	"	"	一三	"	二〇	"	四二	常	浮遊物質濃度 (mg/l)
"	"	"	二五	"	二〇	"	四二	最	浮遊物質濃度 (mg/l)
"	"	"	"	"	"	"	二・五	大	浮遊物質濃度 (mg/l)
"	"	"	五・八	一四・四	一四・三	二九・〇	二九・五	通	室
"	"	"	一三	一六・〇	一六・四	三三・三	三三・六	常	室
"	"	"	〇・二三	〇・二三	〇・二三	四八・二	四九・四	最	室
"	"	"	二	二七・八	二八・〇	三九・九	四一・三	大	室
七七・二	七七・二	七七・二	七七・二	五五・二	五三・九	五五・二	五三・九	通	汚水等の一日当たりの量 (m³)
八五、三三三	八五、三三三	八五、三三三	八五、三三三	六〇・七	五八・二	六〇・七	五八・二	常	汚水等の一日当たりの量 (m³)
八五、三三三	八五、三三三	八五、三三三	八五、三三三	六〇・七	五八・二	六〇・七	五八・二	最	汚水等の一日当たりの量 (m³)

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。  
 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

No. 10		No. 8		No. 7		No. 6		No. 3	
排水口		排水口		排水口		排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	七・五	"	"	"	八・三	"	"	"	七・五
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	四・二	"	"	"	三・一	"	"	"	三・五
"	二〇	"	"	"	"	"	四・五	"	一五
"	一三	"	"	"	"	"	七	"	一八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	五・八	"	"	"	"	"	〇・六	"	〇・六九
"	一三	"	"	"	"	"	三	"	六
"	〇・三二	"	"	"	〇・〇六	"	"	"	〇・〇五
"	二	"	"	"	"	"	"	"	〇・二
七七、七二・一	七七、七〇二	"	八五二、一二〇	"	六四八、〇〇〇	"	九一、二〇〇	"	二四、七五〇
八五、三三四・八	八五、三三二	"	八五二、一二〇	"	六四八、〇〇〇	"	九一、二〇〇	"	三三、五二四

山口県告示第二百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により、土地改良区の設立を次のとおり認可した。

平成二十二年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称  
岩国市南河内土地改良区

認可年月日  
平成二二、四、一六



(二二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十二年四月二十七日

二十一年十二月四日山口県公告（三六七）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年四月二十七日から同年五月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 明屋書店MEGA大内店  
所在地 山口市大内御堀一六八の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(二二四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十一年十二月四日山口県公告（三三八）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩

国市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成二十二年四月二十七日から同年五月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに岩国市産業振興部商工振興課及び岩国市周東総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ザ・ビッグ周東店  
 所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。

(二二五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年十二月十一日山口県公告(三七六)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年四月二十七日から同年五月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに岩国市産業振興部商工振興課及び岩国市周東総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ザ・ビッグ周東店  
 所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。

(二二六) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成二十二年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

項	免 許 職 種	試験の方法
一	左官・タイル科	学科試験
二	職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種(左官・タイル科を除く。)	学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

平成二十二年六月二十九日(火曜日)

(一) 指導方法 午前十時から午前十一時三十分まで

(二) 関連学科 午後一時から

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

(二) 一の表一の項に掲げる免許職種に係る試験にあつては、法第三十条第五項の規定による実技試験の全部の免除を受けることができない者

(三) 一の表二の項に掲げる免許職種に係る試験にあつては、受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

平成二十二年五月十一日(火曜日)から同月二十五日(火曜日)まで(郵送の場合、五月二十五日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験申請書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

山口県商工労働部労働政策課

七 提出書類

- (一) 受験申請書及び履歴書
  - (二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)
  - (三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面
- 八 受験手数料  
 三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、平成二十二年七月八日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

- (一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のも)を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電話〇八三一九三三三三四)にすること。

(二二七) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年四月二十七日

一 事業の内容	山口県知事	二 井 関 成
市町名	山口県知事	二 井 関 成
施行地区	山口県知事	二 井 関 成
事業の種類	山口県知事	二 井 関 成

宇部市 藤ヶ迫地区 ため池の整備  
 長門市 又衛地区 "

二 縦覧の期間

平成二十二年四月二十八日から同年五月十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二二八) 新規土地改良事業の施行の認可の申請に係る決定

次の新規土地改良事業の施行の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年四月二十七日

山口県知事 二 井 関 成

一 事業の内容

土地改良区の名称 施行地区 事業の種類

防府市大道土地改良区 上迫口下地区 ため池の整備

二 縦覧の期間

平成二十二年四月二十八日から同年五月十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二二九) 平成二十二年山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成二十二年山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

平成二十二年四月二十七日

一 講習会の種別	山口県知事	二 井 関 成
家畜人工授精に関する講習会	山口県知事	二 井 関 成



- 二 開催場所  
防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農業研修部  
美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部
- 三 開催期間  
平成二十二年六月二十一日(月曜日)から同年七月二十一日(水曜日)まで
- 四 受講者の定員  
十五人
- 五 講習に係る家畜の種類  
牛
- 六 講習科目

実習	学科		区 分	科 目
	専門科目	一般科目		
家畜の飼養管理 工授精	生殖器解剖	畜産概論		家畜の飼養管理 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規
家畜の審査	繁殖生理	家畜の栄養		家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規
生殖器解剖	精子生理	家畜の飼養管理		家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規
発情鑑定	種付けの理論	家畜の飼養管理		家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規
精液精子検査法	人工授精	家畜の飼養管理		家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規
人		家畜の飼養管理		家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規

- 七 受講申込書の提出期限  
平成二十二年五月二十一日(金曜日)
- 八 受講の手続  
講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。
- 九 受講者の決定  
受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。
- 十 受講手数料  
一万八千四百円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄にはること。  
この収入証紙には、消印をしないこと。
- 十一 その他  
この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三―三四三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ  
と。

(二三〇) 基本測量の実施

- 一 作業の種類  
基本測量(基本重力測量)
  - 二 作業の地域  
下関市
  - 三 作業の期間  
平成二十二年五月十七日から平成二十三年三月十八日まで
- 山口県知事 二井 関成

平成二十二年四月二十七日印刷

発行人所

山口県知事庁